

4 住まいの確保等に対する居住支援

4 住まいの確保等に対する居住支援	担当府省庁
(1) サービス付き高齢者向け住宅整備事業（スマートウェルネス住宅等推進事業）	国土交通省
(2) 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業（スマートウェルネス住宅等推進事業）	国土交通省
(3) こどもの居場所づくり支援体制強化事業	こども家庭庁

スマートウェルネス住宅等推進事業

令和7年度当初予算：160.87億円

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅の整備、先導的な住環境・市場環境整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援。

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

補助率：新築 1/10（補助限度額：70・120・135万円/戸）
改修 1/3（補助限度額：195万円/戸）等

○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対して支援を実施

② セーフティネット住宅改修事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業）

※社会資本整備総合交付金等による支援も実施

○ 既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用住宅等とする場合や、これに子育て支援施設を併設する場合等の改修費に対して支援を実施
補助率：1/3 補助限度額：50万円/戸・1,000万円/施設等
対象工事：バリアフリー改修工事、耐震改修工事、シェアハウス化工事、間取り変更工事、省エネ改修工事、安否確認の設備の設置改修工事、防音・遮音工事等

③ 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保と健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定される取組に対して支援を実施
補助率：新築1/10、改修2/3、技術の検証等に係る費用2/3

④ みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業

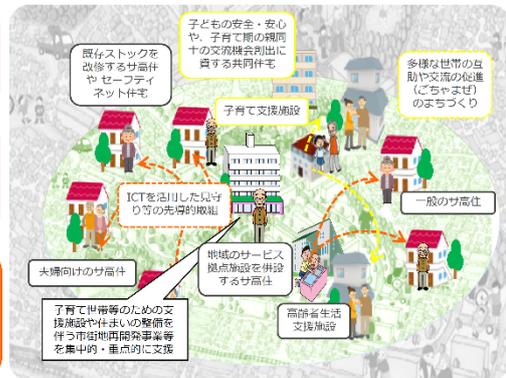
○ 居住支援法人や家賃債務保証業者等が連携して行う、居住サポート住宅等を供給する大家等の不安の軽減に資する先導的な取組に対して支援を実施
補助率：定額 補助限度額：1事業あたり300万円/年

⑤ 地域生活拠点型再開発事業

○ 子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等に対して、集中的・重点的に支援を実施
補助率：国1/3（ただし地方公共団体の補助する額の1/2以内）
補助対象：調査設計画費、土地整備費、共同施設整備費

⑥ 子育て支援型共同住宅推進事業

○ 子どもの安全・安心や、子育て期の親同士の交流機会創出に資する共同住宅整備（賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修）に対して支援を実施
補助率：①「子どもの安全確保に資する設備の設置」：新築1/10、改修1/3（上限100万円/戸）
②上記①と併せて、「居住者等による交流を促す施設の設置」：新築1/10、改修1/3（上限500万円/棟）
※賃貸住宅の新築に対する補助の際は、上記②を必須とする。



事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

<広報啓発の取組例>

- ・ こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

<想定されるテーマ例>

- ・ 早朝のこどもの居場所づくり
- ・ 新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ コースを中心とした居場所づくり
- ・ 居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
 【補助基準額】 1 都道府県あたり 7,206千円 1 指定都市あたり 5,622千円
 1 特別区・中核市あたり 3,543千円 1 市町村あたり 2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
 【補助基準額】 1 都道府県あたり 4,552千円 1 指定都市あたり 4,134千円
 1 特別区・中核市あたり 3,886千円 1 市町村あたり 2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】 都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
 【補助率】 国 10/10
 【補助基準額】 1 団体あたり 5,000千円（上限）
 ※同一団体の同一事業は採択しない。



5 モビリティの確保に対する支援

5 モビリティの確保に対する支援	担当府省庁
(1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金 （第2世代交付金：ソフト事業） ⇒ 1（1）参照	内閣官房・内閣府
(2) 地域公共交通確保維持事業	国土交通省
(3) 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	環境省・国土交通省